

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案に対する修正案要綱

第一 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の目的の見直し

株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）の目的に、次の事項を追加すること。

- 一 農林漁業者の経営の安定向上
- 二 地域との調和への配慮
- 三 農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出
- 四 農林漁業者の主体性
- 五 農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給又は需要の開拓

（第1条関係）

第二 農林漁業者等の意向を反映させるための規定の追加

一 農林漁業者等の意見聴取手続

農林漁業成長産業化委員会（以下「委員会」という。）の支援決定、農林水産大臣による支援基準の策定及び支援決定に係る農林水産大臣の認可の各手続において、農林漁業者等の意見聴取等の手続を追加すること。

（第15条第2項、第22条第4項及び第23条第3項関係）

二 委員会の構成

委員会の委員には、農業、林業又は漁業に関して専門的な知識と経験を有する者が含まれるようにしなければならないこと。

（第16条第3項関係）

第三 対象事業活動支援団体（サブファンド）の位置付けの明確化及び監督等

一 対象事業者と対象事業活動支援団体との区別の明確化等

- 1 機構の支援対象を対象事業者と対象事業活動支援団体とに区別して規定し、対象事業者とは、対象事業活動を行う事業者であって、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の認定を受けたものとし、対象事業活動支援団体とは、対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体とすること。

（第21条第1項第1号及び第2号関係）

- 2 機構の支援対象となった対象事業者（以下「支援対象事業者」という。）に対する出資の業務を明確化すること。

（第21条第1項第1号関係）

二 機構及び委員会による対象事業活動支援団体に対する指導等

機構の業務に、機構の支援対象となった対象事業活動支援団体（以下「支援対象事業活動支援団体」という。）に対する指導、勧告その他の措置を追加するとともに、当該措置の内容の決定は、委員会の権限とすること。

（第21条第1項第8号及び第15条第1項第1号関係）

三 委員会による評価

委員会は、支援対象事業者及び支援対象事業活動支援団体の事業活動の状況の適切な評価を行い、その結果を委員会の支援決定及び指導、勧告その他の措置の内容の決定に反映させるものとする。

（第15条第3項関係）

四 農林水産大臣による支援対象事業活動支援団体に対する報告の徴収等

農林水産大臣は、機構の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、支援対象事業活動支援団体に対して機構の業務の状況に関し参考となるべき報告をさせること及びその営業所等について立入検査をすることができることとするとともに、これに違反した場合の罰則を規定すること。

（第39条第2項及び第47条関係）

第四 農林水産大臣が定める支援基準の明確化

一 支援基準には、次の事項が含まれていなければならないこと。

- 1 対象事業者の意思決定における農林漁業者の主導性の確保に関する事項
- 2 農林漁業の安定的な成長発展を図るために必要な対象事業活動支援団体の選定及び監督に関する事項

（第22条第2項関係）

二 支援基準は、次の事項に配慮して定められなければならないこと。

- 1 多様な農林漁業者により、及びその連携の下に担われている地域の農林漁業の健全な発展に資するものとする。
- 2 農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資するものとする。
- 3 対象事業者に対する資金供給その他の支援が農林漁業者等の意向を尊重したものとなるようにすること。

（第22条第3項関係）

第五 機構の支援決定等における農林水産大臣の関与の強化

一 機構が、対象事業者又は対象事業活動支援団体への支援を決定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならないこと。
(第23条第2項関係)

二 機構が、支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体に係る株式の処分等を決定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならないこと。

(第25条第1項関係)

第六 財政上の措置等

国は、対象事業活動支援その他の対象事業活動の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(第27条関係)

第七 地方公共団体等の支援

地方公共団体及び農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業者を直接又は間接の構成員とする団体は、対象事業活動の円滑かつ確実な実施が図られるよう、対象事業者及び対象事業活動支援団体に対し、必要な支援を行うよう努めなければならないこと。

(第40条関係)

第八 関係者相互の連携及び協力

地方公共団体、機構及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の承認会社その他の関係者は、対象事業活動の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。

(第41条関係)

第九 検討条項等

一 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(附則第5条関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこと。